

一次史料から見る日本製の江戸時代の綴織

Tapestries Produced in Japan during the Edo Period: Research of Primary Source

Masako Yoshida 吉田 雅子

はじめに

綴織は日本の染織品を代表する織物の一つであり、日本染織史において極めて重要な品である。本稿においては、綴織を次のように定義づけて話を進めたい。綴織は文様も背景もともに、平織で織り出されている。通常の平織は緯糸が織り幅を貫通するが、綴織の場合は、隣り合う2色の境いで緯糸が折り返す。綴織と平織が異なるのはこの点にあり、これが綴織の大きな特徴となっている。

日本における綴織の現存作例は、古いものでは法隆寺や正倉院に収蔵されている奈良時代の綴織の裂、当麻寺に伝来する鎌倉時代の「当麻根本曼荼羅」などがある。これらの品が日本製であるか中国製であるかは極めて大きな問題であるが、「当麻根本曼荼羅」に関しては中国製という説が有力である¹。その後の綴織の現存作例で日本製と思われる作は、時代がかなり下った江戸時代の品となる。本論で考察対象とするのは、このような江戸時代の日本製の綴織である。日本において江戸時代に制作された綴織の大半は絹製であり、獣毛を用いた綴織もごく少数制作されていた。本論ではこのうち絹製の綴織を考察の対象とし、以下特記しない場合は、綴織と書いて、絹製の綴織をさすものとする。

いくつかの研究書は、綴織が江戸時代のいつ頃織り出されるようになったかについて簡単に触れている。だが、大半は特定の史料の一部を短く切り出して引用したもので、複数の史料が十分に検討されているわけではない。日本で綴織が織り出された時期に関する記述がいくつかあるが、それらが示す時期は若干の相違がある。また、一次史料の中には、綴織を示すさまざまな用語が用いられ、一部の史料には職人の名前が記載されたものもある。

そこでまず拙稿では、一次史料の記載をもとに、現在

綴織と称されている織物は日本において江戸時代にどのような名称で記録され、どのように呼称されていたのか、日本における綴織の制作は一次史料の上でいつまで遡って確認できるのか、江戸時代に綴織は誰によって織られていたのかを明らかにしたいと思う。

日本製の綴織の特徴は、史料から日本製であることが裏付けられ、年代情報が付随する作品と、中国製の同時代の類品を比較することによって、明らかになってゆくはずである。それにはまず、史料などによって日本製であることが裏付けられる作品を選び出す必要がある。それらに年紀が付随する場合は、それを慎重に確認することが求められる。このような作業を行った後に、それらの作品を実際に調査して特徴を明らかにすることが望まれる。このような作業は一度に行うことができないため、まず拙稿においては、史料や墨書などによって日本製であることが裏付けられる綴織を選び出し、その年紀を確認することを目指したい。本稿は、日本を代表する染織品の一つである綴織の形成とその特徴を明らかにするための、地道で不可欠な調査の一つである。

江戸時代の綴織に関連する表記

現在綴織と称されている織物は、日本において江戸時代にどのような名称で記録され、呼称されていたのであろうか。綴織は江戸時代のいつ頃、誰によって織られていたのであろうか。以下、このような内容が記載されている一次史料を年代順に挙げ、それらの記述を見てゆきたい²。なお、以下の引用において、原ルビは（ ）内に、割書きは〈 〉内に表記する。また、下線は筆者によるものである。

(1) 『祇園会占出山神具入日記』宝暦十一年(1761)

祇園祭の占出山の町内には、祭礼用品の台帳が複数残っている。これらの台帳に関しては後に詳述するが、その一冊である『祇園会占出山神具入日記』に、以下がある³。

元禄十二己卯年六月

一 御見送幕、奉寄進、当町家持住、広野元壽
檻褸錦（つつれにしき）唐花（からはな）鳥類
（てうるい）其外いろいろもやう
縁猩々緋、総懸金物紋筆、裔に黒糸総附
宝暦十一年巳六月裏絹新に調并裔ニ黒糸総
奉再興、当町中

ここでは、檻褸錦と記され、つつれにしきと仮名が振られている。追って詳述するように、『秋苑日渉』と『機織彙編』によって、つつれにしきは綴錦で、これは今で言うところの綴織にあたることがわかる。従って、この文書が記された宝暦十一年には、綴織は檻褸錦と記され、つつれにしきと称されていた。なお、この記述を読む限りでは、唐花や鳥が表されたこの幕が中国製であるか日本製であるかは判断がつかない。

(2) 『画譚雞肋』安永四年（1775）刊

南画の先駆者である中山高陽は、『画譚雞肋』の中で中国・日本の山水・花鳥画の流れを語っているが、その中に以下がある⁴。

加賀のそめ画ハたくミ也。おしむらくハ、図様佳なるすくなし。唐土にハ、染画は聞かず。綺綉（ヲリモン）、刺綉（ヌイ）、克絲（クミモノヲリ）等は、説苑諸書にも出づ。此方近日、かけもの画をおり出して妙也。上古ハ、中将姫のまんだら、綺綉のたくみ也。

この記録においてまず注目したいのは、ここに用いられている克絲という語である。追って詳述する『秋苑日渉』に、克絲は今俗に綴錦と呼ばれているとある。従って、『画譚雞肋』にあるこの克絲は、綴錦（＝綴織）であることがわかる。『画譚雞肋』では、克絲と記して、クミモノヲリとふりがなを振っていることから、この書が刊行された安永四年には、綴織はクミモノヲリと呼ばれていたことが窺われる。

次に筆者が気になるのは、克絲が含まれたこれらの文章の解釈である。太田英蔵氏は、以下のように記している⁵。

中山高陽の『画譚雞肋』によれば「綺繡 刺繡 古絲 等は説苑諸書にも出ず 此方近日掛物画を織出して妙なり、上古は中将姫の曼荼羅綺繡の工みなり」とある。この古絲とは克絲すなわち刻絲の誤りで、我が国で、綴織を織り始めた時期は大体この書からおして安永四年より幾ら

かさかのぼった頃だと推察できる。古絲に対しクミモノオリと訓じているが、何人によってこの訓がつけられたか原書によらねばわからないが、安永年間には高陽が住んでいた江戸では、まだ綴錦の語はおこなわれていなかったらしい。

このように、太田氏は古絲とは、克絲すなわち刻絲の誤りであるとしている。しかし、初刊本を見ると、古絲とは記されておらず、先に挙げたとおり「克絲（クミモノヲリ）」と記されている。また、太田氏は「原書によらねばわからないが」と記していることから、初刊本の原文を確認しておらず、何か別のものを参照して、日本で綴織を織り始めた時期は『画譚雞肋』からおして、安永四年より幾らかかさかのぼった頃と推察していることがわかる。

そこで、先に挙げた『画譚雞肋』の初刊本の記述を、以下、現代語にしてみたい。①加賀の染による画は巧みである。②図様が美しいものが少ないことは残念である。③中国では染で画を表したのがあるとは聞かない。④綺綉・刺綉・克絲などは、『説苑』などの諸書に出ている。⑤こちら（日本）では近頃、掛物画を織り出しており、それらは優れている。⑥いにしえには、中将姫の曼荼羅や綺綉が巧みであった。（括弧内は筆者の補い）

以上にみられるように、この記録は意味の上で、2つの文が1つの組になっている。①②は日本の加賀染に関する説明である。③④は、中国では染で画を表したものを聞かないが、綺綉・刺綉・克絲などは『説苑』など諸々の書に出ていると、中国の状況を記している。そして、⑤⑥は日本に関する部分で、近頃は優れた掛物画が織り出されているが、いにしえは中将姫の曼荼羅⁶や綺綉が巧みであったと、現在と過去を対比している。

しかし太田氏の頃は初刊本の原文を確認することは難しかったようで、別の何かを参照した結果、誤って④と⑤をつなげて解してしまい、日本では『画譚雞肋』が記された安永四年より幾らかかさかのぼった頃に、綴織が織り始められたと推察したようである。

残念なことに、これまでの研究書は、太田氏の『画譚雞肋』の誤記や推測をそのまま踏襲するものが大半である。しかし以上見てきたように、『画譚雞肋』には、日本で近頃優れた掛物画が織り出されているとあるだけで、近頃克絲（＝綴織）が織り出されているとは記されていない。『画譚雞肋』をもとに、日本で綴織が安永四年より幾らかかさかのぼった頃に織り始められたと推察することはできないのである。

(3) 『秋苑日渉』文化四年（1807）刊

村瀬之熙は『秋苑日渉』に、日本と中国の事物の起源等を記した。巻十一の克絲の条から、日本製の綴織に関

する部分を以下抜粋する⁷。

克絲或作刻絲。今此方人亦能織之。俗謂之綴錦
(ツ・レノニシキ)。〈綴此説云追錠列〉

この記述から、本書が刊行された文化四年当時、克絲や刻絲は俗に綴錦と言われていたこと、綴錦は「つづれのにしき」と読まれていたこと、それは当時こちら（日本）でも織られていたことがわかる。

(4) 『機織彙編』文政九年(1826)刊

大関増業は武事・産業その他に関わる百科全書である『止戈枢要』を文政五年に完成したが、そのうちの一編が機織彙編であった。大関は機織彙編にさらに加筆し、単行本としての『機織彙編』を文政九年に書き上げて刊行した。その巻三の「絹布名號」の条に、以下がある⁸。

一 衲錦(つづれのにしき)ハ豎横の糸共に捻糸にて、五色又色をつくして織る。地合ハ薔地なり。故に豎糸ハ不見して、横糸ハ縫取に其模様を織るなり。舟の帆木綿の地も衲地なり。

ここでは衲錦と記し、つづれのにしきとふりがなを振っていることから、本書が書き上げられた文政九年には、綴錦は衲錦とも記されていたことがわかる。生地風の風合いは薔(むしろ)のようで経糸は見えず、文様は緯糸を用いて縫取織のように織られるという記述は、綴織の特徴をよく示している。ここで言う衲錦(綴錦)は、今で言うところの綴織であることは明白である。この記述は「絹布名號」の条に含まれているため、これらの綴織は絹製であることが確認できるが、この記述によると当時日本で織り出されていた綴織は、経糸緯糸ともに撚糸を用いていたことが窺われる。

さらに巻四には、「衲(つづれ)錦織方」という条があり、その織り方が詳細に記されている⁹。それによると、機には伏綜が6枚かけられており、それらが2本の踏木に連結されている。これらの踏木を交互に踏んで、綴織を織る。この条は、文政九年に日本で綴織がどのように織られていたのかを詳細に解説する貴重な記録である。

(5) 『西陣天狗筆記』弘化二年(1845)奥書

御寮織物司の六人衆の一人であった相模介の井関政因は『西陣天狗筆記』を撰じ、西陣の織物に関する諸相を取りまとめた。弘化二年の奥書があるが、原本の所在は現在不明である。京都大学図書館と西陣小学校に所蔵されている写本が残るのみで、このうち西陣小学校の写本の方が原本に忠実であり、その下巻に綴織に関する以下の記載がみられる¹⁰。

一 綴錦(ツ・レ) 西陣北船橋町、井筒屋瀬平工也。五十年前出来ル。瀬平、後に会津公扶持人トナル。

この記述により、弘化二年に綴錦はつづれと称されていたこと、西陣の北船橋町に住んでいた井筒屋瀬平が綴錦を織っていたことが確認できる。またここには、綴錦は50年前にできたこと記されている。本書が成立した弘化二年(1845)の50年前は1795年であるが、この年は寛政年間(1789-1801)にあたる。この記録に関しては、まとの項においてさらに考察してゆきたい。

(6) 『工芸鏡』明治二十七年(1894)刊

日本商業史研究の先駆者である横井時冬は、歴史上活躍した模範的な商人や職人を『工芸鏡』にとりまとめた。本書の巻二の「織物染物工」の条に、綴織を織った天野房義に関する以下の記述がある¹¹。

天野房義

天野房義は西本願寺の家来にて、初通称を儀助といひしが、後作十郎と改めたり。この人、文政年間、阿波公方足利の家来生駒兵部とともに、綴錦(ツ・レニシキ)を織りて、生計の助となし、が、その精巧なることは、綴錦の中興といはれしが紋屋次郎兵衛にも、おとらざる手際なりしとぞ。房義の手製にて有名なるは、西本願寺の兆殿司筆、五帝の図を下絵として織りいだしたるもの(この綴錦は紋屋と俱に織りしといふ)并に松尾神社、稲荷神社、御輿の胴巻に貫名菴のかきし神號を織りいだしたるものなり。〈つづれ錦、一名天笠織といふ。糸織、毛織、木綿織の三種あり。元來和蘭舶來品にて毛織多し。高台寺に伝ふる秀吉公陣羽織の如きは糸織の上等物なり。毛織の最上等とも稱すべきは祇園会鶏鉾の見送りにて有名なる品なり。角倉與一の商船寛永年間交趾にて得たるものなりとぞ。我邦にてこの製を摸したるは安永年間の事にて今其摸造せし人の姓名を伝へざるはいかにも遺憾のことなり。天明以來この織物は堂上方宮門跡の家来にて営みこの織業を専らになしたるものなし。其織方は全く佛蘭西製のコブロンに異らすといへり)。房義の門下にて、この技をよくせしは、弟彌助、其妻おもん、并に山科屋清助(弘化の頃四天王寺の樓門において此織方を縦覽せしめし人なり)なりき。ことにおもんが織いだし、藤森神社の紫地、錦の鎧直垂は最も有名のものなりとぞ。〈綴錦織考、小林氏筆記〉

ここで注目されるのは、綴錦に関する以下の注記である。綴錦は天笠織とも称され、絹製・毛製・木綿製の三種がある。オランダが舶載した品には毛製が多い。高台寺に伝来する豊臣秀吉の陣羽織は、絹製の上等な品である。毛製の最上等のものは、祇園会の鶏鉾の見送りとし

て有名な品である。角倉與一の商船が寛永年間に交趾で得たものと言われている。このように述べた上で、日本でこの製法を摸したのは安永年間の事で、現在それを摸造した人の姓名が伝えられていないのは遺憾であるとしている。だが、それを安永年間とする典拠は挙げられていない。

『工芸鏡』によると、綴織を織ったのは堂上方宮門跡の家来で、綴織の名手6人の名が挙げられている。それをまとめると、以下になる。

(a) 天野房義：初め通称を儀助と言ったが、後に作十郎と改めた。西本願寺の家来である。文政年間に綴錦を織り、生計の助とした。その作は精巧で、西本願寺の兆殿司筆の五帝の図を下絵とした作、松尾神社と稲荷神社の御輿の胴巻に貫名菟が書いた神號を織り出した作が知られている。

(b) 天野彌助：房義の弟で、綴織の高い技を有していた。

(c) おもん：天野彌助の妻で、綴織の高い技を有しており、その作として藤森神社の紫地の錦の鎧直垂が最もよく知られていた。

(d) 生駒兵部：阿波公方足利の家来で、文政年間に綴錦を織っていた。

(e) 山科屋清助：天野房義の門下で、綴織の高い技を有していた。弘化の頃、四天王寺の楼門において綴織の織り方を公開した。

(f) 紋屋次郎兵衛：綴錦の中興と言われた織手。西本願寺の兆殿司筆の五帝の図を下絵とした作が、紋屋次郎兵衛と天野房義の合作として知られている。

以上の『工芸鏡』の記載は、後の複数の出版物に引用された。昭和三年（1928）に刊行された泉俊秀氏の『日本染織商工史』には、『工芸鏡』とほとんど同じ文面が含まれている。『日本染織商工史』は、典拠に『綴錦考』其他¹²を挙げているが、『綴錦考』は著者不詳の大正時代の書物のようで、現在所在が不明であり、内容を確認することができない。

昭和七年（1932）に刊行された佐々木信三郎氏の『西陣史』にも、類似内容が含まれている。佐々木氏はその出典に『工芸鏡』『日本染織商工史』『日本工業史』を挙げているが¹³、『日本工業史』は『工芸鏡』の著者の横井氏が記したもので、昭和四年（1929）の刊行物である。

大方の研究書における綴織の記載はこれらに類似する内容であり、出典が明記されていないものの、内容の著しい類似性から『日本染織商工史』『日本工業史』『西陣史』を引用したものと思われる。だが、上述した通りいずれの文献も、その情報の源は『工芸鏡』にある。ここで問題になるのは、研究書における綴織の記載にしばしば引用されてきた『工芸鏡』が依ったものは何であるか、

そしてそれはどのような内容であるかということである。『工芸鏡』の文面の最後に『綴錦備考』『小林氏筆記』が挙げられているため、これらを探したが、これらは書誌情報すら見出すことができない。明治二七年に刊行された『工芸鏡』の綴織に関する内容を江戸時代の史料で裏付けることは、管見の限り難しいのが現状である。

日本製の綴織作品に関する記録

江戸時代の日本製綴織に関して注目すべき資料群がある。それは、京都の祇園祭の町内に伝来する染織品である。綴織は比較的生地¹⁴に厚みがあるため、特殊な外衣を除き、衣料にはあまり適さない。だが、絵を描くように自由に文様を織り出せることから、綴織は主に掛物などに用いられた。祇園祭の町内には、山鉦を装飾する掛け物が伝来し、それらに関する記録も残っている。またごく少数ではあるが、祇園祭以外にも、江戸時代の日本製綴織であることが明らかな作品が残っている。そこで以下祇園祭の伝来品の記録に目を通し、追ってそれ以外の作にも言及する。

I 祇園祭の日本製の綴織作品に関する記録

祇園祭に伝来する作品は『祇園祭山鉦懸装品調査報告書 - 渡来染織品の部』¹⁴（以下『渡来の部』と略称）『祇園祭山鉦懸装品調査報告書 - 国内染織品の部』¹⁵（以下『国内の部』と略称）にまとめられている。そこでこれらの中から、一次史料や墨書等によって日本製であると裏付けられる作を抜き出し、それらに付随する年紀を慎重に確認したい。これらの品は（1）中国の画題（中国製綴織と日本製綴織の組み合わせ）（2）中国の画題を日本で織り出したもの（3）日本の画題を織り出したものの3種に大別できる。

（1）中国の画題（中国製綴織と日本製綴織の組み合わせ）

中国では綴織によって官服や椅子の掛布など様々な品が制作されたが、それらは特有の大きさ・形態、図様を有している。そのような中国製の綴織を解きほぐして接ぎ合わせ、それ以外の部分を別の手による綴織で埋めあわせて掛け物にした品が、3点伝存している。これらの作はそれぞれの山鉦に合う寸法に制作されており、このような作業を行ったのは日本人以外に考えられないことから、中国製以外の部分は、日本の職人の手によるものと判断できる。

また、以下に挙げる作品の中には、『増補 祇園会細記』の記述に符合するものが少なくない。そこでまず、この記録に関して簡単に触れておく。

宝暦七年（1757）には、祇園祭の様々な情報が記録さ

れた『祇園御霊会細記』がすでに刊行されていた。藤田吉右衛門貞栄はこの『祇園御霊会細記』に依拠しつつ、諸史料を補いながら大幅に加筆して、『増補 祇園会細記』（以下『増補細記』と略称）を著した。貞栄が自ら記した凡例には文化九年（1812）、奥書には文化十一年（1814）と記されている。この『増補細記』の凡例に、以下がある¹⁶。

一 山鉾銚附之部に水引・見送・前掛等に地織と記せしハ、近世京師ニ而織出す処の綴錦なり。

このように貞栄は、「地織」と記されている綴錦は日本製で、当時京都で織り出されたものであると、凡例に明記しているのである。例えば八幡山の場合、胴幕は「地織綴錦」、見送は「唐織綴錦」と記されており、同じ綴錦であっても日本製と中国製を明らかに識別し、書き分けている。奥書にあるように、貞栄は役行者山の住人であった。今日の山鉾町の人々が、どこの町内がどのような掛物を近年新しく制作したか良く知っているように、江戸時代にこの山鉾町に住んでいた貞栄も、当時近所でどのような掛物が新しく制作されたかを熟知していたものと思われる。従って、現存作例が『増補 祇園会細記』の記録に該当するかどうかを調べ、それにもし「地織」とあるならば、それは日本製であると言うことができる。このことを念頭において、以下現存作例をみてゆきたい。

(a) 波濤に飛龍文様綴織前掛（橋弁慶山）

『増補細記』の橋弁慶山の条に、以下の記載がある¹⁷。

前掛〈藍地、唐織綴錦。真向龍のもやう。左右金地綴錦。もやう花の丸。尤地をりなり。〉

橋弁慶山にある作は、前掛、藍地、綴織、正面向きの龍模様、花の丸模様という5つの要素がこの記載と合致する¹⁸。そのためこの作はこの記載の品である可能性が高い。ただし『増補細記』には「左右金地綴織」とあるが、この作には金地は含まれておらず、この部分が文書とは合わず、完全に一致するというわけではない。この品が入っていた箱の底裏に「文化六己巳六月」の墨書があることから¹⁹、本品の制作は文化六年（1809）以前であることがわかる。

『増補細記』によると、正面向きの龍模様の部分は唐織（中国製）だが、花の丸模様は地をり（日本製）である。現存品には3種の織物が組み合わされている。正面龍の部分は中国で用いられた椅子の覆いを解きほぐした裂、波文様の部分は中国で用いられた官服を解いた裂、花の丸文様を中心とする部分はそれらとは手が違うもので、中国の裂をつなぐように日本の綴織でこれらが接ぎ合わされている。このように、この作は『増補細記』の大半の記述に符合する。

(b) 波濤飛龍文様綴織見送（鈴鹿山）

鈴鹿山の町内には、以下の3枚の証文が残っている²⁰。

一札、一、唐織十疋龍下浪盤襷錦、壹枚、代金百三拾五両也。右夫御町江売渡、金子請取申候処、実正也。

此綴之内、上三疋龍を織足し御座候。夫餘は唐織一切相違無御座候。万一地織様といい右代金に□度買戻し申候。為後日売上一札如一件。

文化十三年子六月十日、東洞院錦小路上ル町、雁金屋安兵衛、油小路蛸葉師下ル町、近江屋伊兵衛。

鈴鹿山御町中。

覚、一、綴錦見送、壹枚、丈五尺八寸、巾四尺五寸、黒紅地、模様龍拾疋に雲下之方浪に宝。但凡七歩通唐綴、凡三歩通和にて繕。右之品致一見處相違無之候以上。

文化十三年子六月、室町巻物問屋、壺屋七郎兵衛、鍵屋十兵衛。

鈴鹿山町御年寄、弥太郎殿。取次、平右衛門殿。

覚、一、綴錦見送、壹枚、丈五尺八寸、巾四尺五寸、黒紅地、模様龍拾疋に雲下之方浪に宝。但凡七歩通唐綴、凡三歩通和二テ繕。右之品致一見處相違無之候以上。

文化十三年子六月、箔屋長兵衛、鍵屋十兵衛。

鈴鹿山町、弥太郎殿、平右衛門殿。

右不残和綴と申儀有之候者、金子百両に買請申候以上。

これら3枚の証文は、同じ綴織に関するものである。この綴織の見送には10匹の龍が表されており、そのうちの7割は中国製の綴織で、それ以外の3割は日本で織り足したものであると記されている。

町内には10匹の龍が配された綴織の見送が現存している。その作の下部は、中国で用いられた官服を解いたもので、この作品のほぼ7割にあたる²¹。しかし残りの3割にあたる部分はそれとは手が異なっており、3割は日本製であるという文書の記載は叩首できる。3通の証文は文化十三年（1816）に記されたものであることから、本作の日本製の部分はこの頃日本で織り出されたと見て良いであろう。

(c) 波濤に飛龍文様綴織見送（芦刈山）

祇園祭には中国の綴織が織り交ぜられた作がもう1点、芦刈山に伝存している。『渡来の部』は『祇園山鉾考』の文政十年（1827）丁亥閏六月、清水源普の条に「芦刈山見送、鶯色万曆龍」の記載があるとしているが²²、筆者

はこの史料をまだ確認できていない。

現存作例にも、鶯色地に龍が配された綴織による中国製官服の裂がはめ込まれており、この記載と合致する。この作品においては、中国製の裂が別の手による綴織によってつなぎ合わされ、見送の形に整えられている。そのため、別の手の部分は日本製とみて良い²³。『祇園山鉦考』の記載が確認できるなら、この綴織の日本製の部分は文政十年以前の制作と考えられる。

(2) 中国の画題を日本で織り出したもの

絵画の世界において中国の画題が日本人の手によって描かれてきたのと同様に、染織においても、中国の画題が古くから日本で織り出されてきた。祇園祭には中国製の作品と、それを模倣した日本製の作品の双方が伝来しているが、中国製と日本製の綴織を明確に識別することは実際のところ難しい。今まで研究者は自身の経験値から、これは中国製である、日本製であると振り分けてきた。だが、両者を識別する明らかな指標が存在するわけではない。そのため、中国画題を用いた作の中から、史料によって日本製と裏付けられる品を選び出すことは、大変重要である。ここではそのような、中国の画題が用いられた日本の綴織に関する記録を見てゆく。但し、日本の画家が下絵を描いたという伝承しか付随しない作は、不確実であるため除外する。例えば、一次史料に「地織」と記されていたり、下絵が町内に現存するなど、日本製であることが確実に裏付けられる品のみを選び出してゆく。

(a) 牡丹鳳凰文様綴織見送（占出山）

後に詳述するように、『祇園会占出山神具入日記』には、寛政六年に林瀬平が制作した花鳥文様の綴織の見送の記録がある。占出山の町内に残っている牡丹鳳凰文様の綴織の見送は、この記録の作であるとする向きがある。もしそうであるとするならば、この作は日本製の綴織の中で極めて制作年代が早く、作者が判明する大変貴重な品となる。そこで関連する記録を追ってゆき、町内に残るこの品がこの文書の作に該当するかどうか、検討してみたい。

『祇園会占出山神具入日記』は、占出山の蔵にある祭礼品を記録した台帳で、少なくとも2冊ある。1冊目は表紙に『祇園会占出山神具入日記』とあり、最後に「宝暦十一年巳六月吉日」と記されていることから、宝暦十一年(1761)に作られたものであることがわかる(以下『日記(宝暦版)』と略称)。蔵にある祭礼用品が箆笥の引出や箱ごとに列挙され、それらに関する関連情報が記載されている。引き出しや箱のそれぞれの見出しに「安永六年酉夏改」と小さく追記されていることから、この帳面に基

づいて安永六年(1777)に大がかりな棚卸しを行い、物品の有無を確認したことがわかる。また、台帳が作られた宝暦十一年以降に町内に入った品々も、記録の間隙や、空白であった頁に細かく追記されている。

もう一冊は、表紙に『祇園会占出山神具入日記 式』とあり、最後に「文政四年巳六月吉日」とあることから、前述した台帳が作られた60年後の文政四年(1821)に作られたことがわかる(以下『日記式(文政版)』と略称)。文政四年以降に町内に入った品々も追記されており、その記述は明治三十九年のものまで認められる。この日記も棚卸しの台帳として長らく使われたようで、特定の年号は記されていないものの、㊦や㊧の印が押されているものがある。さらに、線を引いて消されている品や、「消失致候」と記されたものもある。

問題となる牡丹鳳凰文様の作に関連する記載は、『日記(宝暦版)』に2カ所、『日記式(文政版)』に1カ所見受けられるため、これら3つの記録を検討したい。まず、第一の記録は以下である。

第一の記録：『日記(宝暦版)』²⁴。

神具見送幕箱

寛政六年寅六月吉日

一 綴襷織見送幕、一張

表花色地華鳥模様、裡上絁織□□(唐景か)模様、下鶯色地無地

縁狸々緋

織工、西陣飛鳥井町、林瀬平

ここにある綴襷織は、綴織の綴という字と、綴織を表す襷織の襷という字が組み合わされていることから、綴織とみてよいであろう。この作品の裏地は上下に分かれていたようで、上部は文様付きの絁織で、下部は鶯色の無地である。この綴襷織に付されている寛政六年(1794)は、この台帳が作られた宝暦十一年の33年後であるため、後に町内に入った作をここに追記したものと思われる²⁵。この記録によって、西陣の飛鳥井町の織工である林瀬平が制作した、花色地に華鳥模様が表された綴織とみられる見送が、寛政六年に占出山の神具見送幕箱に保管されていたことは確実である。

ちなみに、藤井健三氏はこの『日記(宝暦版)』に記された飛鳥井町の林瀬平と、先に挙げた『西陣天狗筆記』における西陣北船橋町の井筒屋瀬平が同一人物である可能性を示唆し、その理由にこれらの住所がごく近所であることをあげている²⁶。

ただし、この記載には不可解な点がある。この日記のこの記載は、上から大きな×が引かれて消されている。この台帳には、他にも大きな×が付けられた品が複数ある。それらは棚卸しの際にその品がないことが確認された場合、別の頁に写し替えられた場合、書き間違えの場合な

ど様な場合があるようだが、この作に記された×印がこのうちのいずれに該当するかは確認できなかった。

占出山では幕類の数が増えるにつれて、それらを取納する箱も増えていった。「鮎印御幕箱」は宝暦十一年、「御神具箱」は安永六年、「神具見送幕箱」は寛政六年にすでに用いられていた。だが幕類がさらに増えて、これらの箱にも取納しきれなくなり、いずれかの時点で箱の割り振りを変えたようで、新たな箱の割り振りとその中に入っている幕類が、同じ台帳の後方に追記されている。これが、第二の記録である。ここには「壺番神具御見送幕箱」「式番神具御見送幕箱」「参番神具御前掛幕箱」「雨具神具御幕箱」の4箱に振り分けられた幕類が書き上げられている。この中で、問題となっている林瀬平作の華鳥模様の綴織見送に最も近い記述は、以下である。

第二の記録：『日記（宝暦版）』²⁷。

式番 神具御見送幕箱

一 御見送幕、壺枚

綴織、花色地、花鳥模様

縁狸々緋、裡無地織色

ここでは明らかに綴織と記されており、花色地の花鳥文様の綴織の見送が式番の神具御見送幕箱に振り分けられたことがわかる。この記録は一見、第一の記録と等しいように見受けられるが、裏地は無地織色と記されている。これは、第一の記録の裏地の下部だけを記したものと受け取れるし、あるいは第一の記録とは異っており、裏地は上下に分かれておらず、一枚ものの無地であったとも解すことができる。

問題は、第一の記述にある「寛政六年寅六月吉日」「織工、西陣飛鳥井町、林瀬平」が、この第二の記録から抜け落ちていることである。この第二の記録を見る限りでは、この作が寛政六年の林瀬平の作である事は確認できない。

第三は『日記式（文政版）』のもので、それには以下のようにある。

第三の記録：『日記式（文政版）』²⁸。

式番 神具御見送幕箱

一 御見送幕 壺枚

綴織、花色地、花鳥模様

文面を見る限りでは、この記載は第二の記録を引き継いでいるように見える。だが、瀬平が関与したこれ以外の作を詳細に見てゆくと、この記載に関して疑問が湧いてくる。

林瀬平は、この作以外にも複数の作を寄進していた。たとえば第一の記録に、「安永三年午六月吉日、奉寄進町中、織工、飛鳥井町、林瀬平」と付された「埋金三韓之人物模様幔幕」がある。さらにその左に「安永五年申六月吉

日、奉寄進町中、織工、右同人」と付された「朝鮮館模様前掛」が記録されている。また「安永七年戌六月、奉寄進、林瀬平」と付された「赤地菊模様錦水引」もある。これらは『日記（宝暦版）』が作られた後に林瀬平によって寄進されたもので、台帳に追記されたこれら3点の記載に、×印は引かれていない。また、『日記式（文政版）』においても、その年号と林瀬平の寄進情報が忠実に転記されている。従って、林瀬平が寄進したこれら3作が文政四年に町内の蔵にあったことは『日記式（文政版）』によって確認することができる。ただし残念なことに、現在これらの品々は町内に残っていない。

これに対して、問題となっている花鳥模様の作に限っては、先述したように『日記（宝暦版）』に追記されたこの作に×印が大きく引かれ、なおかつ『日記式（文政版）』には制作年と林瀬平に関する情報が記されていない。そのため『日記式（文政版）』の第三の記録の作は、林瀬平が作った第一の記録の品とは別物ではなからうかという疑問が湧いてくる。

以上を勘案すると、以下が言える。まず、『日記（宝暦版）』の第一の記録により、西陣の飛鳥井町の織工である林瀬平が制作した、花色地に華鳥模様が表された綴織とみられる見送が、寛政六年に占出山の神具見送幕箱に保管されていたことは確実である。

『日記式』が記された文政四年の時点においては、林瀬平作の花鳥模様の綴織見送が町内に伝存していた可能性はあるものの、すでに町内から姿を消していた可能性も否定することはできない。幕類が傷んだ場合、類品を新たに制作して傷んだ品を破棄することは、往々にしてあったのである。

従って、現在占出山の町内に残っている牡丹鳳凰文様の綴織見送が、林瀬平の寛政六年の作であることを確認する手立ては、『祇園会占出山神具入日記』からは見い出すことができない。現存する作例は、寛政六年の林瀬平の作である可能性があるものの、同じ主題の別作である可能性も残されている。

(b) 寿星図綴織見送（保昌山）

先述した『増補細記』の保昌山の条に、以下がある²⁹。

見送 〈地織綴錦、もやう人物、へり地織、蝦夷錦〉

この記述にある見送、綴織、人物模様の3つの要素を有する作が町内に伝来しており、この記述によるとそれは地織（日本製）である。この作の裏地には、以下が織り込まれている³⁰。「寛政十戊午歳正月、保昌山町中、年寄小倉彦右衛門、五人組牧野庄兵衛、同西村利兵衛、同井上武兵衛、吹擧柴田治右衛門」。この銘文により、この品の制作時期は、寛政十年（1798）かそれ以前であるこ

とが確認できる。

(c) 鳳凰龍麒麟図綴織見送（白楽天）

『増補細記』の白楽天の条に、以下がある³¹。

見送 綴錦、模様龍鳳凰、但し地をり

町内には見送、綴織、龍鳳凰模様の3つの要素が合致する作が伝来しており、この記述によるとそれは地をり（日本製）である。町内の『御山寄進控新出来物控』の文化四年（1807）の条に、「唐織紅地裂見送」の新調の記録があり、この文書と町内に残る見送類を順に符合させてゆくと、この記録は町内に残っている「鳳凰龍麒麟図綴織見送」に該当すると報告されている³²。これに従うと、この品の制作年代は文化四年となる。

(d) 唐子嬉遊図綴織水引（役行者山）

『増補細記』の役行者山の銚附の条に、以下がある³³。

水引〈地をり綴錦、もやう唐子あそび、此水引綴錦を織たる人ハ西山勘七と称して讃岐国多度郡粟嶋という所の産なり。幼年の頃より当町内鍵屋嘉兵衛方召仕ハれしが天性機織の業を好ミけるに、十四五才の頃京師西陣なる高機といふものを見てより工夫をなし、ついに綴錦を我朝にて始て織出せし人なり。夫より古郷にかへり益綴錦ををり出し、今文化八年末六月迄に此水引の綴錦を織いたせしなり。(...)〉

また、役行者山の宵夜銚の条に以下がある。

見送〈金地綴錦、もやう異国人物、縁猩々緋、是も西山勘七なり。〉

前述した通り、『増補細記』の筆者の貞栄は役行者町の住人であったため、役行者の条は他の条に比べると詳細に書かれている。役行者山にある唐子遊の主題の綴織の水引は日本製であること、西山勘七が讃岐の国から京都の役行者山の町内の鍵屋に奉公したこと、西陣の高機を見て工夫して、綴織を日本で初めて織り出したこと、その後讃岐の国に帰って綴織を織り、文化八年（1811）の六月にこの綴織の水引を織ったことが記されている。この記録によると、日本で綴織を初めて織ったのは西山勘七で、その時期は文化八年以前であるが、それがいつかは明記されていない。現在町内に残る唐子遊び模様の綴織の水引は、この記録と符合する貴重な作である。

(e) 池水景水鳥文様綴織胴掛（伯牙山）

『増補細記』の占出山の銚附の条に、以下がある³⁴。

胴幕 左右とも地をり綴錦、花鳥のもやう

胴幕、綴織、花鳥模様の3つの要素が合致する作が町内に伝来しており、この記述によるとそれは地をり（日本製）である。この作は『増補細記』が世に出た文化十一

年以前の制作である。

(f) 雲龍波濤文様綴織水引（太子山）

『増補細記』の太子山の条に、以下がある³⁵。

文化十一歳甲戌六月新調、宵夜銚、水引、地織縷錦、紅地浪に龍のもやう

水引、綴織、紅地、浪に龍模様の4つの要素が合致する作が、太子山町に伝来している。この記録によると地織（日本製）で、文化十一年に作られたものである。

(g) 雲龍宝尽し図綴織後掛（霰天神山）

『増補細記』の霰天神山の銚附の条に、以下がある³⁶。

文化十二歳己亥六月新調、見送、地織縷錦、もやう浪三龍

見送、綴織、浪に龍模様の3つの要素が合致する作が霰天神山町内に伝来しており、この記録によると地織（日本製）である。この品の裏地に「霰天神山、文化十二歳在己亥六月吉祥日後掛」の銘³⁷があり、この銘と『増補細記』の記録によって、文化十二年（1815）に作られたことが確認できる。

(h) 昇龍文様綴織胴掛（八幡山）

『祇園会山銚装鈔』の坤は、文政一年（1818）に作られた台帳で、その後加筆され、文政十年までの追記が認められる。この八幡山の条に、以下がある³⁸。

左右胴幕 地織、紅地龍、綴錦、豎三枚継ぎ、縁猩々緋

このような胴幕、紅地、龍模様、綴織の4つの要素が合致する作が、同町に伝来している。この記述によるとこれらの作は地織（日本製）で、文政一年以前の制作である。

(3) 日本の画題を織り出したもの

以上、中国の画題を表現した作を見てきたが、祇園祭の町内には日本の画題を織り出した綴織の掛物も複数伝来している。これらは中国で織られたものではなく、明らかに日本で織り出されたものである。

(a) 加茂葵祭行列図綴織胴幕（2枚）（橋弁慶山）

『祇園会山銚装鈔』の坤の、橋弁慶山の条に以下がある³⁹。

胴幕、左右共葵祭行列図、地織綴錦、右文化年新調

橋弁慶山には、この記述に該当する葵祭行列図の綴織の左胴幕と右胴幕が伝来している。この記述によるとこれは地織（日本製）である。胴幕が保管されている箱に「文化六己巳六月」の墨書があることから⁴⁰、これら2枚

は文化六年（1809）に日本で作られたことがわかる。

- (b) 巖島図綴織前掛
- (c) 天橋立図綴織胴掛
- (d) 薩埵富士図綴織後掛
- (e) 松島図綴織胴掛

これら4作品は、先述した占出山の台帳の『日記式（文政版）』の中で、以下のように列記されている⁴¹。

五番神具幕箱

天保二年卯六月新調

- 一 御前掛巖島図襷襦錦、壹枚
油小路出水上ル町、織工生駒
- 一 横幕天之橋立図、壹枚
黒門中立売下ル町、同、紋屋次郎兵衛
- 一 同、後掛、薩埵富士図、壹枚
新町六角上ル町、同、糸屋彦兵衛
- 一 水引金地縫三十六歌仙、三枚
縫、堺町姉小路上ル、三文字屋伝兵衛
- 一 間水引猩々緋花鳥縫、三枚
縫工人、三文字屋伝兵衛
- 一 横幕松嶋之図綴織 壹枚
織工人、紋屋治郎兵衛
- 一 萌黄紅染分金箔摺綾壁代、貳枚
- 一 幔幕埋金三韓人之図、猩々緋縁付、貳枚
- 一 唐さらさ幕 四
(...)

この記録から、天保二年（1831）には、少なくとも2点の綴織が、占出山の五番神具幕箱に入っていたことがわかる。第一は「御前掛巖島図襷襦錦」で、先述したとおり襷襦は綴錦のことである。これは天保二年に新しく作られたもので、油小路出水上ル町にいた生駒という織工が制作した。町内には、本作に該当する巖島を表した綴織の前掛が伝来している。

第二は、「横幕松嶋之図綴織」で、この記述から紋屋治郎兵衛によって制作されたことがわかる。これに該当する松嶋図の綴織の横幕が、やはり町内に残っている。

これらの記載の間に「横幕天之橋立図」と「同、後掛、薩埵富士図」の2点がある。ここには綴織と記されていないものの、町内に同じ画題の横幕と後掛が一連の品として伝存しており、それらは綴織であることから、この文書に記録されているこれら2点も綴織とみてよいであろう。この記録によると、「横幕天之橋立図」は黒門中立売下ル町の紋屋次郎兵衛、「後掛薩埵富士図」は新町六角上ル町の糸屋彦兵衛の手によるものである。

以上挙げた4点は横並びに列記されていることから、これらはすべて天保二年卯六月の新調であるとされてきた⁴²。だが、天保二年の表記がない3点も、この年の新調としてよいのであろうか。この記録を更に追ってゆく

と、同年に新調された品が並記される場合は、同じであることを示す繰り返し点が明確に付されている。これに対して、「横幕松嶋之図綴織」「横幕天之橋立図」「後掛薩埵富士図」には、繰り返し点が配されていない。また、これらの作に並んで記されている「幔幕埋金三韓人之図」は、先述した林瀬平の安永三年（1774）の作である。このように「横幕松嶋之図綴織」「横幕天之橋立図」「後掛薩埵富士図」には同じ新調年代であることを示す表記がないこと、並記されている品の中に明らかに年代が異なる作があることから、これら3点を「御前掛巖島図襷襦錦」と同様に天保二年新調とすることは難しく、『日記式（文政版）』からは、これら3作の新調年代は判明しない。

II 祇園祭以外の日本製綴織の現存作例に関する記述

以上、祇園祭に伝来する品々を見てきたが、少数ではあるが祇園祭以外にも、日本で江戸時代に制作されたことが明らかな品がある。現時点で把握しているそれらの品を、以下簡単に挙げておく。

- (a) 唐子遊図吹散（散沢瀉町）
- (b) 群仙図綴錦吹（散沢瀉町）
- (c) 蘭亭曲水図綴錦吹散（散沢瀉町）

これら3点は、京都の今宮神社の祭礼に関連する散沢瀉町に残っている。この3点の現存作例から、これらは綴織であることがわかる。これらの作には制作年代と作者の銘が付されている⁴³。(a)は文政四年（1821）桜井基近の銘、(b)は文政五年（1822）藤原基近の銘、(c)は安政二年（1855）双岡亭忠之の銘がある。なお、(a)(b)(c)ともに、中国に源泉を持つ画題である。

- (d) 鳳凰麒麟桐紋菊紋綴織水引（国立歴史民俗博物館）

本作は、裏に以下の墨書がある⁴⁴。「文政十丁亥歳、会津若松住、渋井楮之吉、同、忠五良、加藤平治、織之」。文政十年（1827）に会津に住む渋井楮之吉、忠五良、加藤平治により織られたことがわかる貴重な資料で、この作には、中国に源泉のある画題と日本の家紋が組み合わされている。

まとめ

最後に、以上の記録を取りまとめ、さらに考察を深めたい。江戸時代の史料によると、日本における絹製の綴織の記録名称や呼称には以下があった。「襷襦錦」と記されて「つつれにしき」と読まれる場合や（『祇園会占出山神具入日記』）、「克絲」と記されて「くみものおり」と読まれる場合（『画譚雞肋』）があった。また、「克絲」・「刻絲」・「綴錦」と書かれることもあり、「綴錦」は「つつれ

のにしき」と読まれた(『秬苑日渉』)。そして、「衲錦」と記されて「つづれのにしき」又は「つづれ」と読まれることもあった(『機織彙編』『西陣天狗筆記』)。さらに、天竺織と記されることもあったが、この語は主にオランダが舶載した毛製の綴織に用いられることが多かった。

これらの表記の大半に「つづれのにしき」または「つづれ」というルビが振られていることから、書く場合は様々な表記されていたものの、それらは一般に「つづれ」と称されていたことがうかがわれる。『増補細記』にはこれらの表記が複数用いられているが、最も使用頻度が高いのは「綴錦」であり、中国製は「唐織綴錦」、日本製は「地織綴錦」と記されている。以上に挙げた文献が示すように、「つづれ」という呼称は18世紀半ばから19世紀半ばの史料に現れてくる。従って、この頃に日本で「つづれ」という呼称が用いられ始め、次第に定着していったとみて良いであろう。

さて、これまで挙げてきた一次史料や現存作例の記録をもとに、日本における綴織の制作はいつまで遡って確認できるのかを考えてみたい。今まで唱えられてきた説のうち、一番年代が古いのは『画譚雞肋』を根拠に、安永四年を少し遡る頃日本で綴織が織り出され始めたという説である。しかし、先述した通り『画譚雞肋』を検討した結果、このように解釈することはできないことが明らかになった。また、時代が下る明治期の『工芸鏡』においても、日本で綴織が模倣されたのは安永年間であるとされているが、その論拠は示されておらず、安永年間説を江戸時代の史料で裏付けることは、管見の限りできない。

現在のところ、日本の綴織に付随する一次史料における最も古い年代は、『祇園会占出山神具入日記』の中に見い出される。祇園祭の占出山は、西陣の林瀬平が織った寛政六年の附記がある綴織の見送を有していたのである。

また、『西陣天狗筆記』には、綴錦は50年前(奥書から逆算すると寛政七年にあたる)にできると記されている。これをもって、日本の綴織は寛政七年頃に織られ始めたとする向きがある⁴⁵。しかし、筆者はそのように解すことに、抵抗を覚える。なぜなら上述したように、寛政六年と附記された綴織の見送が、占出山の記録に残っているからである。

後述する「寿星図綴織見送」の大きさから推測して、占出山のこの見送はおそらく縦2m、横1m50cmほどに達する大型の作であったと思われる。冒頭に記した通り、日本には中世に綴織が織られていた明らかな形跡はなく、日本人は江戸時代になってその技を新たに身につけていった。どのような織技であっても、それが織り出せるようになるまでには一定の期間が必要であり、おそらく

当初は小さな品から試作し始め、やがて次第に見送などの大作を織り出すことができるようになったと考えるのが自然であろう。

以上を念頭において勘案すると、『西陣天狗筆記』にある「綴錦、西陣北船橋町、井筒屋瀬平工也。五十年前出来ル。」の「出来ル」は、日本で綴織が織られ始めたという意味ではなく、綴織の技法が日本で仕上がった・完成したという意味にとるのが妥当ではなからうか。このように解するならば、『西陣天狗筆記』が記された50年前にあたる寛政七年前後に、占出山に綴織の大作が存在したという『祇園会占出山神具入日記』の記録と、『西陣天狗筆記』のこの記述の間に、矛盾が生じないからである。

以上を取りまとめると、以下になる。現在のところ、日本製の綴織として一次史料において確認できる最も古い年代は、『祇園会占出山神具入日記』にある寛政六年である。日本で綴織が織り始められた時期はこれより早いことは明白で、おそらく寛政六年を遡る18世紀後半のことと思われる。しかし、その年代を確実に示した史料は、管見の限り見出せない。なお、『秬苑日渉』によって文化九年に、また『機織彙編』によって文政四年に、日本で綴織が織り出されていたことが確認できる。特に後者からは、綴織の技法が日本に確実に定着していることが看取される。

さて、ここで綴織を織り出した職人に関してまとめておきたい。その名は史料と現存作品の双方から浮かび上がってくる。藤井氏が指摘するように、林瀬平は井筒屋瀬平と同一人物である可能性があり、林瀬平の作は『祇園会占出山神具入日記』において寛政六年の附記があり、井筒屋瀬平は弘化二年の『西陣天狗筆記』に関連記録がある。西山勘七は、文化八年に綴織を織っていた(『増補細記』)。文政年間(1818-1830)の綴織の織手の名は、明治期の『工芸鏡』に複数挙げられている。京都の紋屋次郎兵衛、生駒兵部、天野房義、天野彌助、その妻おもんである。このうち紋屋次郎兵衛と生駒兵部が作った綴織は『祇園会占出山神具入日記 弐』の記載によって裏付けをとることができ、それに合致する作品も伝来している。文政四年には桜井基近が、文政五年には藤原基近が、綴織を制作していた(作品の銘文)。文政十年には洪井楮之吉、洪井忠五良、加藤平治が、会津で綴織を織っていた(作品の墨書)。弘化年間(1844-1848)には山科屋兵部が(『工芸鏡』)、安政二年には双岡亭忠之が綴織を織っていた(作品の銘文)。

明治期の『工芸鏡』は、文政年間に綴織を織っていたこれらの人々は専門の職人ではなく、西本願寺の家来、阿波公方足利の家来などであり、生計の足しに綴織を織っていたとしている。これらの人々がどのような人々であるか、どのような制作状況であったかを一次史料で確認

することは、今後の課題である。

次に、史料や墨書などによって日本製であることが裏付けられる作品を選び出し、史料の記述が作品と適合するか、付随する年号は何かを検証した。これらの史料の年代情報は、制作年の場合、寄進年の場合、関連史料の刊行年代の場合等がある。寄進年や刊行年等の場合は、その年号は制作の下限となり、制作年がその年号よりどれくらい遡るかは明らかではない。この点は注意を要するところであり、このことを念頭に置きながらそれらの年号を見てゆくと、以下のことが言える。

管見の限り、関連する年代が一番早いのは、占出山の「牡丹鳳凰文様綴織見送」であるが、これが寛政六年の林瀬平の作であるかどうかは、史料からは確定することができなかった。次は、「寿星図綴織見送」で、裏地の銘文と関連文書により、寛政十年かそれ以前の作であることがわかる。これは縦 203cm、横 159cm の大型の品で、すでに18世紀末にこのような大型の綴織が日本で織り出されていたことを示す貴重な作である。

史料や墨書等によって日本製であることが裏付けられる作のうち、圧倒的多数を占めるのは、中国の画題を模倣あるいは表現した品である。上述したように「寿星図綴織見送」は寛政十年以前の制作、「蘭亭曲水図綴錦吹散」は安政二年の制作である。中国画題の作に付随する年代は、18世紀末の寛政年間から19世紀中葉の安政年間までに及んでいる。日本の綴織は中国の綴織を母体として形成されて発展してきたこと、綴織は日本で18世紀末以降、幕末まで織り続けられていたことを、これらの作は示している。

また、ごく少数ではあるが、中国製綴織を日本製綴織にはめ込んだ品が残っている。「波濤に飛龍文様綴織見送」の箱には文化六年の墨書があり、「波濤に飛龍文様綴織前掛」に関する鈴鹿山町の証文には文化十三年の年紀がある。このように19世紀初頭も引き続き、日本で中国製の綴織が求められていた様子がこれらの品から窺われる。

さらに、日本の画題が綴織に用いられ始めた。「加茂葵祭行列図綴織胴掛」の箱には文化六年の墨書があり、「巖島図綴織前掛」天保二年の新調である（『祇園会占出山神具入日記 式』）。このように19世紀初頭には、中国の綴織技法を用いて、日本の主題が織り出し始められ、日本独自の綴織の表現に向かっていったのである。

おわりに

本稿においては、祇園祭に伝来する作を中心に、日本製であることが裏付けられ、年代情報が付随する綴織作品を検証した。今後はこれらの作に加え、祇園祭以外に

残るこの種の作品をさらに補ってゆきたいと思う。日本製の綴織の特徴は、本論でとりまとめたこのような作例と、中国製の同時代の類品を比較することによって明らかになってゆく。今後は一次史料とともに、現存作例も詳細に調査し、それらが重なり合うところを明らかにしてゆく必要がある。現在、筆者はそのような作品調査に取りかかっている最中であり、作品調査の結果は、後日別稿にとりまとめたと思う。

註

- 1 奈良国立博物館『當麻寺 - 極楽浄土へのあこがれ』奈良国立博物館、2013、p.296。
- 2 『古事類苑』の産業部二十に綴錦の項があり、『私苑日渉』『機織彙編』『茶道筌蹄』の3史料が挙げられている。しかし『茶道筌蹄』は刺繍技法の作に関する記録であるため、ここでは除外する。太田英蔵氏はこれらに加えて『画譚雞肋』を挙げ、綴錦は日本では明和安永頃から織り出されるようになったようであるとしている（太田英蔵『太田英蔵染織史著作集』下、文化出版局、1986、p.304）。また佐々木信三郎氏は『西陣天狗筆記』を挙げ、西陣における綴織の技法は、明和・安永頃の林瀬平に端を発するとしている（佐々木信三郎『日本上代織技の研究（第二報）』注57、川島織物研究所、1976、p.70）。
- 3 『祇園会占出山神具入日記』『宝暦十一年巳六月吉日』と巻末にあり、占出山町所蔵。
- 4 中山高陽『画譚雞肋』安永四年（1775）刊の影印本、巻下（小林忠等監修『定本、日本絵画論大成』6巻、ベリかん社、2000、p.149）。
- 5 太田英蔵、前掲書、1986、pp.180-181。
- 6 中将姫の曼茶羅とは「当麻根本曼茶羅」のことであり、それは綴織であることが今日の調査によって判明している（奈良国立博物館、前掲書、2013、p.296）。
- 7 村瀬之熙『私苑日渉』文化四年（1807）刊、江戸：北澤伊八、京師：林伊兵衛・林喜兵衛・葛西市郎兵衛・木村吉右衛門・北村莊助、大坂：柳原喜兵衛（お茶の水女子大学蔵）、巻十一の克絲の条。
- 8 大関増業『機織彙編』は、文政十三年（1830）刊の内閣文庫本の複製を参照した（『江戸科学古典叢書、15、機織彙編・木綿制作弁』恒和出版、1979、p.138）。
- 9 同書、pp.155-156。
- 10 井関政因撰『西陣天狗筆記』弘化二年（1845）奥書、西陣小学校所蔵の写本を底本とする翻刻本の下巻（原田伴彦編『日本都市生活史料集成 一 三都篇 I』学習研究社、1977、p.360）。
- 11 横井時冬『工芸鏡』巻二、織物染物工、六合館、明治二七年（1894）、（国立国会図書館デジタルコレクション）。
- 12 泉俊秀『日本染織商工史』下巻、商業研究資料編輯所、1928、pp.95-96。
- 13 佐々木信三郎『西陣史』芸艸堂、1932、pp.91、394。
- 14 祇園祭山鉦連合会『祇園祭山鉦懸装品調査報告書 - 渡来染織品の部』祇園祭山鉦連合会、2012。
- 15 祇園祭山鉦連合会『祇園祭山鉦懸装品調査報告書 - 国内染織品の部』祇園祭山鉦連合会、2014。
- 16 藤田吉右衛門貞栄『増補 祇園会細記』上、文化十一年（1814）奥書、役行者山所蔵。
- 17 同書、下、橋弁慶山の鋸附の条。
- 18 祇園祭山鉦連合会、前掲書、2012、pp.127、130 - 131。
- 19 同上。

- 20 同書、pp.123-125。
 21 同書、p.124。
 22 同書、pp.126-127。
 23 同上。
 24 前掲書、『祇園会占出山神具入日記』。
 25 この記載は文書の最も後方にあるが、文書全体の構成を鑑みると、この頁はもっと前にあるべきもののように思われ、乱丁の可能性が考えられる。
 26 藤井健三、「織工・林瀬平の作品と我が国最初の綴織」『耕雲』5号、西陣織物館、1999、p.21。
 27 前掲書、『祇園会占出山神具入日記』。
 28 『祇園会占出山神具入日記 式』「文政四年巳六月吉日」と巻末にあり、占出山町所蔵。
 29 前掲書、『増補 祇園会細記』中、保昌山の条。
 30 祇園祭山鉾連合会所蔵の裏地のポジフィルムより。
 31 前掲書、『増補 祇園会細記』中、白楽天の条。
 32 福井秀一『白楽天山』白楽天山保存会、年代なし（非売品）p.62。この記録に関しては、吉田孝次郎氏から御教示を受けた。
 33 前掲書『増補 祇園会細記』下、役行者山の条。
 34 同書、中、占出山の条。
 35 同書、中、太子山の条。
 36 同書、中、霰天神山の条。
 37 祇園祭山鉾連合会、前掲書、2014、p.80。
 38 『祇園会山鉾装鈔』坤、「文政之歳戊寅六月服部敏夏書写」と巻末にあり、京都市資料館所蔵。
 39 同書、橋弁慶山の条。
 40 祇園祭山鉾連合会、前掲書、2014、p.128。
 41 前掲書、『祇園会占出山神具入日記 式』。
 42 西陣五百年記念事業協議会編『西陣美と伝統』西陣五百年記念事業協議会編、1969、p.195。
 43 同書、pp.78,79, 155-157,195。

- 44 藤井、前掲論文、1999、p.21。
 45 板倉寿郎他『原色染織大辞典』淡交社、1977、p.715のつづれの項に以下のようにある。「京都西陣の特産で、寛政七、八年（一七九五、六）頃井筒屋瀬平が始めたという。」典拠は挙げられていないが、内容から判断して、『西陣天狗筆記』をひいていることは明らかである。

【謝辞】

拙稿を記すにあたり、吉田孝次郎先生と藤井健三先生から貴重な御教示を数多く賜った。先生方は祇園祭を中心とする祭礼用品を長年調査され、それまで混沌としていた伝世品の整理に大きく貢献された。作品や史料を大量に調べてとりまとめる仕事は著しく労が多く、その際に細部を詳細に検討することはできない。その御仕事のおかげで祇園祭の染織品の概要がわかるようになった今、ようやくそれらを詳しく検討する段階に至ったと言えよう。拙稿では先学の刊行物に多くを依拠し、関連する史料を検討したが、このことにより先学の労がますます意味あるものになってゆくことを筆者は心から願っている。さらに、小嵯善通先生、村上忠喜氏、井上幸治氏、山下絵美氏、上田公代氏から、貴重な御教示や御高配を賜った。末筆ながら、ここに記して感謝の意を表したい。

【附記】

本研究はJSPS 科研費 17K02319 の助成を受けて実施した。